



福岡医発第274号(地)

平成15年 5月 2日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師

会長 関 原 敬 次 郎



「重症急性呼吸器症候群（SARS）」の伝播確認地域について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、我が国における「重症急性呼吸器症候群（SARS）」の疑い例等の報告につきましては、「原因不明の重症急性呼吸器症候群の報告基準（4訂版）について」（平成15年4月10日付福岡医発第71号（地））で示した報告基準（4訂版）に従って実施いただいておりますが、今般、福岡県保健福祉部より別紙のとおり伝播地域についての連絡がありましたのでお知らせいたします。

また、疑い例、可能性例の報告の地域についても、同地域とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

「公印省略」

平成15年 5月 1日

福岡県医師会長
福岡県病院協会会長
福岡県私設病院協会会長
福岡県精神科病院協会会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課結核感染症係)

「重症急性呼吸器症候群（SARS）」の伝播確認地域について

我が国における「重症急性呼吸器症候群（SARS）」の疑い例の報告については、「原因不明の重症急性呼吸器症候群の報告基準（4訂版）について」（平成15年4月9日）で示した報告基準（4訂版）に従って実施するよう、貴会員への周知をお願いしているところです。

このたび、厚生労働省より、別紙のとおり伝播地域について連絡がありましたのでお知らせします。

また、疑い例、可能性例の報告の地域についても、同地域とします。

つきましては、貴会員への周知をお願いします。

問い合わせ

福岡県保健福祉部健康対策課

結核感染症係 大賀

TEL092-643-3268

FAX092-643-3271



事務連絡
平成15年4月29日

各 都道府県
政令市
特別区
衛生主管部（局）
感染症対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

「重症急性呼吸器症候群（SARS）」の伝播確認地域について

我が国における「重症急性呼吸器症候群（SARS）」の疑い例等の報告については、「原因不明の重症急性呼吸器症候群の報告基準（4訂版）について」（平成15年4月8日事務連絡）で示した報告基準（4訂版）に従って実施するよう、貴管内の医療機関等の関係機関への周知をお願いしているところです。

今般、WHOが本症候群の「伝播確認地域（Affected Area）」から、ハノイ（ベトナム）を対象地域から外したことを受け、4月29日以降の伝播確認地域は以下のものとして取り扱われるようお願いします。

また、疑い例、可能性例の報告の対象地域についても、同地域とします。

なお、WHOが公表した「伝播確認地域」については、厚生労働省ホームページで随時提供していきますのでご参照下さい。（<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/03/tp0318-1.html>）

（注）「伝播確認地域」の定義

地域内での限定的な伝播が確認されている旨、WHOに当該国等から公式報告された地域

記

◎ WHOが公表した「伝播確認地域」（平成15年4月29日現在）

トロント、シンガポール、北京、広東省、香港、山西省、台湾、
内モンゴル自治区、ロンドン、
米国（国としての報告はあるも、米国内の特定地域の指定はない）